

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 137

処 分 名	高額総合事業サービス費の支給	
処 分 の 概 要	申請に基づき、高額総合事業サービス費を支給する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法(平成9年第123号)	
条 項	第61条1項(準用)	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		45日
標 準 処 理 期 間	計	45日
審査基準		
<p>介護保険法施行令第29条の2の2第1項及び、老介発第0908001号高額介護サービス費等の支給及び居住費等の負担限度額認定等の運用についてを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 介護保険法 第61条第1項 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。</p> <p>介護保険法施行令 第29条の2の2第1項 法第六十一条第一項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の百(法第五十九条の二の規定が適用される場合にあつては八十分の百、法第六十条第一項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百を第二市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>老介発第0908001号 平成17年9月8日 高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について (以下省略)</p> <p>地域支援事業実施要綱 高額介護予防サービス費相当事業 ① 目的 市町村は、総合事業によるサービス利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費に相当する事業を実施することができる。 ② 対象 対象となるサービスは、(エ)①(c)に定める指定事業者によるサービスである。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

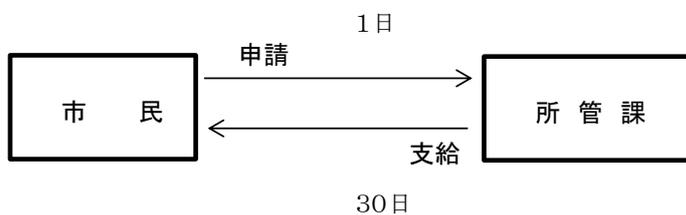
③ 実施内容

市町村が地域の実情に応じて実施するものとするが、給付と事業の両方を利用している場合は、法第51条又は法第61条に基づく給付の高額介護(予防)サービス費の支給を算定した後、高額介護予防サービス費相当の事業による支給を算定することとし、高額介護(予防)サービス費の支給計算にあたって、事業の利用による影響は与えないことに留意すること。なお、給付における高額介護(予防)サービス費との一体実施の観点から、所得判定及び自己負担限度額等は給付と同様に設定すること。

④ 住所地特例適用被保険者に対する事業の実施者

住所地特例適用被保険者は、引き続き保険者市町村の被保険者として、保険料も保険者市町村に納めていることから、当該被保険者に対する地域支援事業の費用は保険者市町村が負担することになるため、住所地特例適用被保険者の高額介護予防サービス費相当事業は保険者市町村が実施する。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。